

サマーレビュー協議事項調書

1 部局名 (課名)	産業部農林水産担当 (農地整備課)	
2 協議事項 (案件名)	小規模土地改良区の体制強化の推進	
3 背景・現状 (現状把握できる統計数値など)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土地改良区は、農業水利施設の管理や生産基盤などを通じ、農業振興の中心的役割を担っている。 ・ 農業者の高齢化・後継者不足に伴い、組織運営基盤が脆弱化している。 ・ 水災害の激甚化・頻発化に伴い、施設管理が複雑化・高度化している。 ・ 市内には 12 の小規模（末端）土地改良区があり、運営格差が生じているとともに、形骸化により体系的な用水管理に支障を来している。 ・ 老朽化施設が増加する中、財産管理者による施設の適正管理が求められている。 ・ 広域（浜松・浜名湖北部用水）改良区の合同事務所が H30 年度に運用開始され、事務の共同処理を進めており一定の成果が得られている。 ・ 「土地改良長期計画（農水省 R3～R7）」に基づき、行政や農業法人で構成される「静岡県土地改良区運営基盤強化協議会」が R3 設立され、土地改良区の体制強化に向けた統合整備や運営支援が始まった。 ・ 国営天竜川下流二期地区の円滑な実施のため、推進体制の強化・構築が必要となっている。 	
4 検討経過・課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 合併にあたっては土地改良法に基づく手続きが必要となる。（法 48 条） ・ 市内の土地改良財産は、造成や管理主体が異なる財産が混在・複雑化しており、再編にあたっては財産整理が必要となる。 ・ 土地改良財産の地域への貢献を踏まえ、土地改良区の役割等の啓発が必要となっている。 	
5-1 方向性の提案 (目指すべき姿)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業の持続的発展のため、農業者の負担軽減を図りつつ、安定した組織運営基盤の確保による、適正な施設の維持管理体制を構築する。 <p><小規模土地改良区の体制強化></p>	
5-2 上記の方向性決定に向け議論する事項 (妥当性、必要性、有効性など)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土地改良区の意向調査を実施し、体制強化に積極的に取り組む土地改良区間の統合モデルを構築する。 <p><検討事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現状把握（財政面、事業面、組織面など） ・ 課題整理（公平性、賦課金、財産管理区分など） ・ メリット・デメリットの洗い出しと効果算定 ・ 統合に向けた方策・方針決定とロードマップの作成 <p>※運営基盤強化協議会と連携した情報共有と体質強化の推進</p>	
6 結果	<p>■提案どおり進める</p> <p><input type="checkbox"/>提案内容を一部見直して進める</p> <p><input type="checkbox"/>再度、調査研究等を行い検討</p> <p><input type="checkbox"/>その他</p>	<p>具体的内容</p>
7 その他		